

令和3年3月18日

お取引いただく事業者の皆様へ

請求書等への押印省略が可能になります

小田原市では、令和3年4月1日以降にご提出いただく請求書等について、押印を省略できることとしました。

詳しくは次のとおりです。

1 押印省略できる書類

- ・着手届、完了届（納品書）、請求書、口座振替依頼書、債権者登録申請書

2 押印省略する場合のお願い（いずれか）

- ・債権者コードを記載してください。（債権者登録している場合）
- ・業務責任者及び担当者の部署等名・氏名・連絡先（個人事業者のかたで代表者と担当者が同一の場合は連絡先のみ）を記載してください。
- ・必要に応じて、身分証明書等の確認又はコピーを取らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

3 ご注意いただきたいこと

- ・入札書、見積書、契約書、請書は、押印の省略ができません。
- ・これまでどおり押印いただいてもかまいません。
- ・債権者登録（新規・変更・廃止）をご希望のかたは、小田原市ホームページにて様式をダウンロードして入力し、ご提出ください。令和3年度中に電子申請も可能となる予定です。（改めて市ホームページでお知らせします。）

（お問い合わせ先）

小田原市出納室 審査係

電話：0465-33-1631